

答 申

1 審査会の結論

豊橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が「豊橋市立各学校から豊橋市教育委員会に対して提出された児童生徒に係る事件事故に関する報告及び体罰事件に関する文書並びにこれらの基礎となる資料のすべて（2005年4月1日～2007年1月10日）のうち、体罰事件に関する文書」（以下「文書1」という。）を非公開としたことは妥当である。

また、「豊橋市立〇〇中学校から豊橋市教育委員会に対して提出された児童生徒に係る事件事故に関する報告及び体罰事件に関する文書並びにこれらの基礎となる資料のすべて（2005年4月1日～2007年1月10日）」（以下「文書2」という。）の一部を非公開としたことは妥当である。

2 実施機関の説明の要旨

公文書公開請求に係る文書についての教育委員会の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 公文書公開請求に係る文書について

文書1は存在しない。また、文書2は、次に掲げる文書で構成されている。

ア 児童生徒の交通事故以外の事故について（速報）

イ 児童生徒に係る問題行動報告書（速報）

ウ 児童生徒に係る問題行動報告書

(2) 非公開とした理由

ア 文書1について

教育委員会は、文書1の提出を受けた事実はなく、保有していないため、豊橋市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第2項に該当し、非公開

とした。

イ 文書2について

(ア) 次に掲げる部分（以下「本件非公開部分」という。）は、個人に関する情報であって公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第6条第1項第1号に該当するため非公開とした。

a 児童生徒の交通事故以外の事故（速報）のうち、氏名、保護者名、住所、発生場所、障害の程度（障害の箇所・状態）、事故発生の状況及び学校の対応の部分

b 児童生徒に係る問題行動報告書（速報）のうち、問題行動の種別、該当児童生徒名、被害程度、事件概要及び学校における対応措置の部分

c 児童生徒に係る問題行動報告書のうち、区分、問題行動の概要及び学校における対応措置の部分

(イ) 次に掲げる部分は、上記の理由のほか、教育委員会が行う事務に関する情報であって公にすることにより当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第6条第1項第7号に該当するため非公開とした。

a 児童生徒に係る問題行動報告書（速報）のうち、学校における対応措置の部分

b 児童生徒に係る問題行動報告書のうち、学校における対応措置の部分

3 異議申立ての内容

異議申立人の異議申立てに係る説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成19年1月10日付けで行った公開請求に対して教育委員会が同年2月7日付けで非公開及び一部公開とした処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 文書1について

(ア) 今日、学校現場において日常的に「対生徒暴力」が繰り返されている現状にあることは、すべての人の共通認識である。人格形成に資するとする学校現場において、有形力の行使をもってその目的を達成しようとするのが、教育現場においてあってはならないことは自明の理であり、教育関連法令からも等しく導き出せるものである。

(イ) 教育委員会は、域内の教育行政を司り、学校を指導助言するものとされ、学校における各種の情報を把握していなければならない。当然、学校現場で日々発生している体罰の実態も例外ではない。

(ウ) 別に行った公文書公開請求により公開された「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の回答によれば、平成16年度中に小学校で3人、中学校で2人が「体罰ではないか」として問題とされ、学校で調査した事件」の関係児童として報告されており、これは、3万人以上の児童生徒が在籍する豊橋市立全74校の小中学校において、平成16年度中にこの5人が受けた体罰しか学校は調査していないことを示している。本件は、平成17年度以降を対象としたものであるが、1年で実態が変わるわけもなく、全く調査をしていないに等しい状況であろうことは容易に推測できる。

(エ) 教育委員会は、本来把握しておかなければならない体罰に関する実態を何ら把握していないというべきである。条例は、教育委員会に諸活動について説明する責務を全うすることを求めており、本件決定はその理念に背くものである。

(オ) 他の自治体では同様の情報はすでに広く公開されている。

イ 文書2について

(ア) 部分公開された資料は、いずれも「事故発生の状況」及び「事件概要」の欄のほぼすべてが黒塗りであり、いかなる事件事故が発生したのかを全く把

握することができない。

- (イ) 学校名を特定した請求である以上、生徒の氏名、学年、クラス等の情報が秘匿されるのは、場合によっては許容されるとしても、例えば恐喝被害、対教師暴力、対生徒暴力等の有無については、公開することに何ら支障がない。
- (ウ) 他の自治体では同様の情報はすでに広く公開されている。
- (エ) 「学校の対応」欄について条例第6条第1項第7号を非公開理由としているが、公開することにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする教育委員会の非公開理由は理解不能である。
- (オ) 本件情報を公開することにより、具体的にどのような支障を及ぼすおそれが高度の蓋然性をもって予測されうるのかが全く示されていない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係を増進することを目的とし（第1条）、その解釈及び運用は、その権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとしている（第3条）。

そして、条例第6条第1項は、原則公開を定めるとともに、公開しないこととする公文書の範囲及び実施機関が公文書の公開をしないこととする権限を定めている。

本審査会は、このような条例の各条項の趣旨を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

(2) 公文書公開請求に係る文書について

ア 文書1について

教育委員会は文書不存在を主張するため、当審査会において事情を聴取したところ、文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、平成16年度までは体罰事件に係る調査項目があったため記録が残っているが、平成17年度以降はこのような調査項目がなく、教育委員会としても独自に体罰事件に係る調査を行っていないため、文書は存在しないとのことである。また、各学校から平成17年4月1日から平成19年1月10日までの間に体罰事件があったという報告はなく、このことは、この期間に体罰に関する職員の処分が行われていないことから確認することができ、さらに、体罰事件がなかったという事実については、法的に記録を作成する義務もないことから記録に残していないとのことである。

これらの主張に対し、審査会において再三教育委員会に確認をしたが、文書の存在を窺わせる事実は認められなかった。よって、文書1は存在するとはいえないことから、条例第10条第2項に該当し、非公開としたことは妥当である。

イ 文書2について

条例第6条第1項第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを原則非公開とし、同号ただし書において例外的に公開する情報を規定している。以下、本件非公開部分がこの規定に該当するか検討する。

異議申立人は、生徒の氏名等が非公開となるとしても、事故の状況を示す部分については、公開しても支障がないと主張する。

この点、本件は、特定の中学校に係る文書に限定した請求であり母集団が限られている。事故の状況を示す部分であっても特定の個人を識別することができる情報であるといえる。

よって、本件非公開部分は、事故の状況を示す部分を含めて、事件事故の状況を個々具体的に記述したものであり、いずれも個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものである。また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

以上により、条例第6条第1項第1号に該当し、非公開としたことは妥当である。

なお、教育委員会は、本件非公開部分のうち、児童生徒に係る問題行動報告書（速報）の学校における対応措置の部分及び児童生徒に係る問題行動報告書の学校における対応措置の部分について条例第6条第1項第7号に該当するとしているが、上記のとおり当該部分は、同項第1号に該当すると認められるので、同項第7号の該当性については、検討するまでもない。

(3) まとめ

以上により、文書1について文書不存在のため非公開としたこと及び文書2について一部を非公開としたことは妥当である。

【審査会の処理経過】

年 月 日	内 容
19. 3. 9	○諮問（第46号）
19. 6. 25	○実施機関から非公開理由説明書を受理
19. 6. 27 (第16回第1部会)	○実施機関職員から非公開理由を聴取
19. 7. 3	○異議申立人に実施機関からの非公開理由説明書を送付
19. 11. 6	○異議申立人から意見書を受理
19. 11. 13	○異議申立人から補正意見書を受理
19. 11. 14 (第18回第1部会)	○異議申立人の意見陳述 ○審査
19. 12. 19 (第19回第1部会)	○審査
20. 1. 17 (第20回第1部会)	○審査
20. 2. 29 (第21回第1部会)	○審査
20. 4. 3 (第22回第1部会)	○審査
20. 4. 23	○答申内容の決定

第	氏 名	所 属 団 体 等
1	榎 原 秀 訓	南山大学
部 会	河 邊 伸 泰	弁護士

	渡 辺 齐	名古屋学院大学
--	-------	---------